

太田川原野谷川治水水防組合の解散について

太田川原野谷川治水水防組合の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、別紙のとおり掛川市、袋井市及び森町と協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

別 紙

太田川原野谷川治水水防組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、太田川原野谷川治水水防組合の解散について、下記のとおり定める。

記

令和5年3月31日をもって、太田川原野谷川治水水防組合は解散する。

令和 年 月 日

磐田市長 草 地 博 昭

掛川市長 久 保 田 崇

袋井市長 大 場 規 之

森 町 長 太 田 康 雄